

## 令和6年度近畿農政局発注者綱紀保持委員会（定例会議）議事概要

日 時 令和7年3月10日（月）9:45～10:05

場 所 局長室

出席者 委員長：近畿農政局長  
幹事委員：近畿農政局次長、総務管理官、総務課長、会計課長、  
事業経理官  
委 員：企画調整室長、消費・安全部消費生活課長、  
生産部生産振興課長、統計部調整課長

### 概 要

- 1 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案について事務局から事案がなかった旨報告。
- 2 令和6年度発注者綱紀保持対策の実施状況について（別添1）事務局から、令和6年度に行った講習会及び研修等について報告。
- 3 令和7年度発注者綱紀保持対策の実施計画について（別添2）事務局から、令和7年度における実施計画について説明。
- 4 その他  
委員長から、職員が第三者からの不当な働きかけを受けたと認識するための判断基準（農林水産省発注者綱紀保持規程第10条）について確認があり、また、判断基準について、研修等の機会を通じて職員にしっかり周知するよう指示があった。

## 令和6年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

## 1 発注者綱紀保持講習等の実施について

近畿農政局における発注者綱紀保持講習等については、次のとおり実施した。

講習名等	開催日等	受講者	摘要（講師）
(1) 発注者綱紀保持講習会	令和6年11月27日(水)	近畿農政局及び管内事業（務）所、各府県拠点 管理監督者、発注担当職員 〈受講対象職員数〉 198名 〈受講職員数〉 198名 (受講率 100%) ※当日受講できなかった者は、後日、講習会の録画を使用し受講済。	公正取引委員会近畿中国四国事務所(Web研修)
	令和6年7月3日(水)	大阪府拠点 管理監督者、発注担当職員 4名	監査官 監査時に資料を配布し説明するとともに公正取引委員会作成の研修用動画を視聴。
	令和6年7月10日(水)	加古川水系広域農業水利施設総合管理所 管理監督者、発注担当職員 5名	同上
	令和6年7月18日(木)	土地改良技術事務所 管理監督者、発注担当職員 17名	同上
	令和6年9月6日(金)	滋賀県拠点 管理監督者、発注担当職員 3名	同上
	令和6年10月17日(木)	淀川水系土地改良調査管理事務所 管理監督者、発注担当職員 3名	同上
	令和6年11月5日(火)	兵庫県拠点 管理監督者、発注担当職員 5名	同上
	令和6年11月28日(木)	和歌山県拠点 管理監督者、発注担当職員 3名	同上
	(2) 会計事務担当者会議	令和6年11月26日(火)	会計事務担当者（発注担当者）14名
(3) eラーニング研修	令和6年11月11日(月)～12月20日(金)	〈受講対象職員数〉 1,116名 〈eラーニングによる受講職員数〉 1,113名 〈電子媒体による受講職員数〉 3名 (受講率 100%)	官房予算課が農林水産省全職員に対して実施。教材学習及びテスト形式。

講習名等	開催日等	受講者	摘要（講師）
(4) 退職前研修	3月末退職：令和7年3月19日 (水)実施予定、  その他退職：適宜実施	退職予定職員 50名	人事担当者、監査官。官製談合防止法等資料を配布しWeb形式により説明。
(5) 新たに発注担当となった職員への指導	令和6年11月27日(水)	近畿農政局及び管内事業（務）所、各府県拠点 管理監督者、発注担当職員 (実施率 100%) (発注者綱紀保持講習会にて受講者にポケット版マニュアルを配布し、説明を実施済。)	監査官 発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）を配布するとともにWeb形式により説明。

## 2 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

令和6年度近畿農政局発注者綱紀保持対策に関する競争参加有資格者への周知方針に基づく競争参加有資格者への周知状況は次のとおりである。

(1) 近畿農政局ホームページに、発注者綱紀保持への取組状況の掲載を行った。

- ①近畿農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③発注者綱紀保持委員会規則
- ④近畿農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要
- ⑤対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へお知らせ」

(2) 入札公告の掲載

本局、事業（務）所及び拠点において入札公告に掲載（下記(注)）を行った。

(3) 発注窓口の掲示状況

本局、事業（務）所及び拠点において掲示（下記(注)）を行った。

(4) 対策概要を取りまとめた「事業者の皆様へお知らせ」の備付け

本局、事業（務）所及び拠点において備付けを行った。

(注)入札公告の掲載及び発注窓口の掲示の内容は次のとおりである。

- ① 農林水産省において農林水産省発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- ② 第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページに公表すること。

(別添2)

## 令和7年度発注者綱紀保持対策の実施計画について

### 1 発注者綱紀保持講習等の実施について

近畿農政局における発注者綱紀保持講習等については、次のとおり計画する。

講習名等	開催予定月	受講者	摘要（講師）
(1) 発注者綱紀保持講習会	5月以降	近畿農政局及び管内事業（務）所、各府県拠点 管理監督者、発注担当職員	公正取引委員会近畿中国四国事務所(Web研修) ※未受講者については講習会の録画を使用し受講。
		兵庫県拠点 管理監督者、発注担当職員	監査官 監査時に資料を配布し説明するとともに公正取引委員会作成の研修用動画を視聴。
		加古川水系広域農業水利施設総合管理所 管理監督者、発注担当職員	
		南近畿土地改良調査管理事務所 管理監督者、発注担当職員	
		大迫ダム管理所・津風呂ダム管理所 管理監督者、発注担当職員	
		土地改良技術事務所 管理監督者、発注担当職員	
		東条川二期農業水利事業所 管理監督者、発注担当職員	
		亀岡中部農地整備事業所 管理監督者、発注担当職員	
		和歌山平野農地防災事業所 管理監督者、発注担当職員	
(2) 会計事務担当者会議	7月以降	会計事務担当者（発注担当者）	監査官 発注者綱紀保持規程等についての講習。
(3) eラーニング研修	11月頃	全職員	官房予算課が実施。教材学習及びテスト形式。※未受講者はeラーニング研修資料で後日受講。
(4) 退職前研修	随時	退職予定職員	人事担当者、監査官。官製談合防止法等資料を配布しWeb形式により説明。

講習名等	開催予定月	受講者	摘要（講師）
(5) 新たに発注担当となった職員への指導	随時	近畿農政局、管内事業（務）所及び各府県拠点への異動により新たに発注担当となった職員	監査官 発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）を配布するとともにWeb形式等により説明。

## 2 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

令和6年度に引き続き、次の取組を実施する。

(1) 近畿農政局ホームページに、発注者綱紀保持への取組状況について掲載する。

- ①近畿農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③発注者綱紀保持委員会規則
- ④近畿農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要
- ⑤対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へお知らせ」

(2) 入札公告の掲載

本局、事業（務）所及び拠点において入札公告に掲載（下記（注））を行う。

(3) 発注窓口の掲示状況

本局、事業（務）所及び拠点において掲示（下記（注））を行う。

(4) 対策概要を取りまとめた「事業者の皆様へお知らせ」の備付け

本局、事業（務）所及び拠点において備付けを行う。

(注)入札公告の掲載及び発注窓口の掲示の内容は次のとおりである。

- ① 農林水産省において農林水産省発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- ② 第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページに公表すること。